

## 【共通資料①】 性同一性障害者特例法

### 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年法律第111号）

#### 第1条[趣旨]

この法律は、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めるものとする。

#### 第2条[定義]

この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する2人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

#### 第3条[性別の取扱いの変更の審判]

家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

- 一 二十歳以上であること。
  - 二 現に婚姻をしていないこと。
  - 三 現に未成年の子がいないこと。
  - 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
  - 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。
- 2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

#### 第4条[性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い]

性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法(明治29年法律第89号)その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

#### 附則 抄

1[施行期日] この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。

2[検討] 性別の取扱いの変更の審判の請求をすることができる性同一性障害者の範囲その他性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況、性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化等を勘案して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

3[性別の取扱いの変更の審判を受けた者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例に関する措置] 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第12条第1項第4号及び他の法令の規定で同号を引用するものに規定する女子には、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で当該性別の取扱いの変更の審判前において女子であったものを含むものとし、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で第4条第1項の規定により女子に変わったものとみなされるものを含まないものとする。

#### 附則（平成20年6月18日法律第70号）

1[施行期日] この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

2[経過措置] この法律の施行の日前にされたこの法律による改正前の性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第1項の規定による性別の取扱いの変更の審判の請求に係る事件については、なお従前の例による。

3[検討] 性同一性障害者の性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律による改正後の性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の施行の状況を踏まえ、性同一性障害者及びその関係者の状況その他の事情を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

#### 附則（平成23年5月25日法律第53号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

## 【共通資料②】 性同一性障害者特例法に関する主な出来事

	主な出来事
1970 (S45)	ブルーボーイ事件結審、性転換手術を実施した医師の有罪判決が確定
1996 (H8)	埼玉医科大学倫理委員会が性転換治療を医療行為として認める答申
1997 (H9)	日本精神神経学会「性同一性障害の診断と治療のガイドライン」公表
1998 (H10)	埼玉医科大学において公式に性別再指定手術(SRS)が開始される
2000 (H12)	自由民主党内に性同一性障害に関する勉強会を設置
2001 (H13)	公式に性別適合手術を終えた当事者を含む6人の戸籍訂正一斉申立 → すべて却下
2003 (H15)	<b>性同一性障害者特例法成立(【共通資料①】)</b>
2004 (H16)	性同一性障害者特例法施行、那覇家裁が初の変更審判
2005 (H17)	<b>東京高裁が3条5要件について合憲と判断(【共通資料③】)</b>
2008 (H20)	性同一性障害者特例法3条2号を「現に未成年の子がいないこと」に改正
2013 (H25)	最高裁が性同一性障害の男性を「父」と認定

## 【共通資料③】 3条に規定される5要件の立法趣旨

※2005年(平成17)年5月17日、東京高等裁判所において特例法3条の各要件は「いずれも十分な合理的根拠があるものというべき」であり、合憲であるとの判断が下されています。立法府の主張(南野知恵子監修『解説 性同一性障害者性別取扱特例法』(日本加除出版・2004)参照)をそのまま容認した判断です。

特例法3条	東京高等裁判所により合憲とされた立法趣旨
一 二十歳以上であること。	性別はその人の人格にかかわる重大な事柄である上、その変更は不可逆的なものとなるため、本人に慎重に判断させる必要があることなど
二 現に婚姻をしていないこと。	同性婚という現行法秩序において解決困難な問題の発生を回避する必要があること
三 現に子がないこと。*	親子関係などの家族秩序に混乱を生じさせたり、子の福祉に影響を及ぼすことがないようにする必要があること
四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。	性別の取扱いの変更を認める以上、元の性別の生殖能力等が残っているのは相当でないこと
五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。	他の性別に係る外性器に近似する外観がないことによって生ずる可能性のある社会生活上の混乱を回避する必要があること

\* 3号は2008年に「現に未成年の子がいないこと」に改正。東京高等裁判所の決定時は旧規定。